

## 次期理事長選挙のご案内

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会定款ならびに関連諸規程に則り、次期理事長選挙を下記の要項で実施いたします。

### 【次期理事長選挙のスケジュール】

2019年11月6日(水)：理事会において、次期理事長推薦候補者1名を承認

2020年1月10日(金)：選挙人(理事および評議員)に投票用紙を送付

2020年1月24日(金)：投票締切。後日、選挙管理委員会で開票

2020年6月10日(水)：理事会にて協議・承認

2020年6月11日(木・予定)：評議員会・総会にて協議・承認

2020年10月22日(木・予定)：次期執行部(常任理事・監事)承認

2021年4月1日(木)：新執行部発足

2019年12月吉日

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 選挙管理委員会委員長  
高橋慶壮

### 【参考】理事長選出に関する細則(抜粋)

(理事長の選出)

第2条 理事長の選出は、次に定めるところによる。

- (1)理事の自薦他薦に基づき、常任理事会は協議のうえ候補者若干名を選出し、選出過程の説明書を添え、理事会に候補者名を届ける。
- (2)選出された候補者は、自らの学会運営に関する所信を所定の用紙に記載し理事会に提出する。
- (3)理事会は、常任理事会で選出された候補者から投票により1名を選出する。
- (4)理事会で選出された候補者を投票用紙に明示するとともに、他の候補者を記名できるように空欄を設けた上で、評議員全員によって選挙を行う。
- (5)前号の投票の結果、有効投票数の過半数を得た者が理事長候補者となる。
- (6)投票結果を総会に諮り承認を得る。
- (7)理事長候補者は、総会承認の後、規程第5条第2項に基づき理事長に就任する。
- (8)被選挙権の資格者は、選挙実施の前年度内に理事に就任した者とする。

2. 前項第3号ならびに第4号に定める選挙は、別に設置される選挙管理委員会の管理のもとに実施される。